



交通松前

令和6年1月25日
松前警察署
地域・交通課 交通係

令和6年能登半島地震により被災された方へ

運転免許証の有効期限が、
令和6年6月30日まで延長
されます。

対象となる方

- 有効期間の末日が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの方
 - ※ 令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされます。
- 石川県珠洲市など、全国で4県35市11町1村に住所のある方が対象となります。
 - ※ 最新の対象地域は、内閣府のホームページ又は運転免許試験場にお問い合わせください。

右記QRコードから内閣府のホームページにアクセスできます。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html



函館運転免許試験場 0138-46-2007

松前警察署 0139-42-3110

被災して当署管内に一時避難している親戚や知り合いの中に免許関係でお困りの方がいれば、お気軽に松前警察署へ相談してください。

